審　査　基　準

令和４年５月13日作成

法　　令　　名：技能検定員審査等に関する規則
根　拠　条　項：第13条第２項
処 分 の 概 要：教習指導員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：７日
申　　請　　先：徳島県公安委員会（申請書は、警察本部交通部運転免許課（阿南分室及び阿波分室を除く。）へ提出。）
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許課（０８８－６９９－０１１０）
備　　考：